





2 学校の設置者は、前項の規定により医師が行つた指導区分に基づき、次の基準により、法第十六条の措置をとらなければならない。

〔A〕 休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。

〔B〕 勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿泊勤務をさせないこと。

〔C〕 超過勤務、休日勤務及び宿泊勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。

〔D〕 勤務に制限を加えないこと。

〔E〕 必要な医療を受けるよう指示すること。

〔F〕 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。

〔G〕 医療又は検査等の措置を必要としないこと。

〔H〕 第十条の規定を準用する。

〔I〕 必要な医療を受けよう指示すること。

〔J〕 必要な検査、予防接種等を受けよう指示すること。

〔K〕 第十五条第二項の健康診断については、第十条の規定を準用する。

〔L〕 第十七条 法第十五条第二項の健康診断については、第十条の規定を準用する。

〔M〕 第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

〔N〕 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マーリブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベタコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る）及び感染定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第一号イにおいて同じ。）

〔O〕 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

〔P〕 第三章 感染症の予防

〔Q〕 第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

〔R〕 第十九条 法第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

〔S〕 第二十条 第一種の感染症にかかった者については、治療するまで。

〔T〕 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次のとおり期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

〔U〕 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

〔V〕 ハ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

〔W〕 ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。

〔X〕 ハ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

〔Y〕 ハ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

〔Z〕 ハ 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

〔AA〕 ハ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

〔BB〕 第二十一条 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

〔CC〕 第二十二条 出席停止を指示した年月日

〔DD〕 第二十三条 入院する他の医師による参考となる事項

〔EE〕 第二十四条 第二項の健康診断の結果にかかるつており、又はかかるつて疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認められたとき、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

〔FF〕 第二十五条 校長は、学校内に、感染症の病毒に汚染され汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他の適当な処置をするものとする。

〔GG〕 第二十六条 学校において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行ふものとする。

〔HH〕 第二十七条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則

〔II〕 第二十八条 学校の職務執行の準則

〔JJ〕 第二十九条 学校の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔KK〕 第三十条 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。

〔LL〕 第三十一条 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。

医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

法第二章第四節の感染症の予防に関する必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。

法第九条の保健指導に従事すること。

法第十三条の健康診断に従事すること。

法第十四条の疾病的予防処置に従事すること。

市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十二条の健康診断又は法第十二項を記載した書面をもつてするものとする。

第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認めたとき。

第一種の感染症が発生した地の医師においては、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認めたとき。

第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認めたとき。

第一種の感染症にかかった者については、治療するまで。

第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次のとおり期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

ロ ハ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ハ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

ハ 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

ハ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

ハ 第二種の感染症にかかつた者については、病状により学校医の意見を聞いて適当と認めたとき。

ハ 第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行ふものとする。

ハ 第二種の感染症にかかつた者については、病状により学校医の意見を聞いて適当と認めたとき。

ハ 第二種の感染症にかかつた者については、病状により学校医の意見を聞いて適當と認めたとき。

ハ 第二種の感染症にかかつた者については、病状により学校医の意見を聞いて適當と認めたとき。

法第八条の健康相談に従事すること。

法第九条の保健指導に従事すること。

法第十三条の健康診断に従事すること。

法第十四条の疾病的予防処置に従事すること。

法第二章第四節の感染症の予防に関する必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。

市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十二条の健康診断又は法第十二項を記載した書面をもつてするものとする。

第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認めたとき。

第一種の感染症にかかった者については、治療するまで。

第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次のとおり期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

ロ ハ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ハ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

ハ 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

ハ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

ハ 第二種の感染症にかかつた者については、病状により学校医の意見を聞いて適當と認めたとき。

ハ 第二種の感染症が発生したときは、その状況により適當な清潔方法を行ふものとする。

ハ 第二種の感染症にかかつた者については、病状により学校医の意見を聞いて適當と認めたとき。

ハ 第二種の感染症にかかつた者については、病状により学校医の意見を聞いて適當と認めたとき。

ハ 第二種の感染症にかかつた者については、病状により学校医の意見を聞いて適當と認めたとき。

ハ 第二種の感染症にかかつた者については、病状により学校医の意見を聞いて適當と認めたとき。

ハ 第二種の感染症にかかつた者については、病状により学校医の意見を聞いて適當と認めたとき。

三 学校の環境衛生の維持及び改善に関する事項	要な指導及び助言を行うこと。
四 法第八条の健康相談に従事すること。	法第九条の保健指導に従事すること。
五 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理	に關し必要な指導及び助言を行い、及びこれらものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
六 学校における保健管理に従事すること。	前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に従事する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
七 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。	（児童生徒数の配分の基礎となる資料の提出）

第二十五条 都道府県の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校部の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数を、第二号様式により一月十日までに文部科学大臣に報告しなければならない。	（児童生徒数の配分の基礎となる資料の提出）
---	-----------------------

第二十六条 都道府県の教育委員会が行う配分は、付録の算式による市町村の教育委員会から報告を受けたときは、これを第五号様式により一月十日までに文部科学大臣に報告しなければならない。	（児童生徒数の配分方法）
---	--------------

第二十七条 都道府県の教育委員会は、令第十条第三項及び前条の規定により各市町村ごとの小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数の配分を	（児童生徒数の配分の通知）
--	---------------

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。	（安全点検）
--	--------

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。	（自動車を運行する場合の所在の確認）
--	--------------------

第二十九条の二 学校においては、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を運行するときには、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を確認しなければならない。	（自動車を運行する場合の所在の確認）
---	--------------------

第二十九条の三 学校医職務規程（昭和二十四年文部省令第二号）	（施行期日）
--------------------------------	--------

第二十九条の四 学校身体検査規程（昭和二十四年文部省令第七号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の五 学校清潔方法（昭和二十三年文部省訓令第二号）	（施行期日）
--------------------------------	--------

第二十九条の六 附 則（昭和三四年一月二八日文部省令第二四号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の七 附 則（昭和三六年九月七日文部省令第二九号）	（施行期日）
--------------------------------	--------

第二十九条の八 附 則（昭和三七年六月七日文部省令第二〇号）	（施行期日）
--------------------------------	--------

第二十九条の九 附 則（昭和三七年六月七日文部省令第二一〇号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の十 附 則（昭和四三年九月二六日文部省令第一二号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の十一 附 則（昭和四八年五月一七日文部省令第一二号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の十二 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の十三 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の十四 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の十五 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の十六 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の十七 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の十八 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の十九 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の二十 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の二十一 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の二十二 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の二十三 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の二十四 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の二十五 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の二十六 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の二十七 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の二十八 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の二十九 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の三十 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の三十一 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の三十二 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の三十三 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の三十四 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の三十五 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の三十六 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の三十七 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の三十八 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の三十九 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の四十 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
---------------------------------	--------

第二十九条の四十一 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の四十二 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の四十三 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の四十四 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の四十五 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の四十六 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の四十七 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の四十八 附 則（昭和五一年三月一七日文部省令第六号）	（施行期日）
----------------------------------	--------

第二十九条の四十九 附 則（昭和五一年三月一七日文部
----------------------------



区分	生活規正		内容
	A (要休業)	B (要軽業)	
医療の面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの	勤務を休む必要のあるもの
2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの	勤務をほぼ平常に行つてよいもの	勤務を休む必要のあるもの
3 (健診)	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの	勤務をほぼ平常に行つてよいもの	勤務を休む必要のあるもの
付録	X × (p / P)	Xは、令第十条第三項の別表口に掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数	Pは、前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数
pは、前年度の七月一日現在において当該市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数		師の観察指導を必要とするもの	行為を全く必要としないもの

Xは、令第十条第三項の別表ロに掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数  
Pは、前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数  
pは、前年度の七月一日現在において当該市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

第2号様式（用紙　日本産業規格A4縦型）（第15条関係）

第3号様式（用紙  
日本産業規格A4縦型）（第  
25条関係）

<p>本年度7月1日現在において当館（道立図書館）立 小学校、中学校及び高等学校生徒及び教員 教育学校の図書課題又は別途注文した小学校部 及び家庭学部の図書を従事する教員が読むために いる者の収蔵</p>	<p>小学校、中 学校及び 高等学校 教員用図書 登録簿に 登記する 教員用図書 登録簿に 登記する</p>
--	--

都(道府県)教育委員会名前	市(町)教育委員会名前
今朝 年齢別就業実習生就業実績調査(医療費)	
の実績による就業の促進について	
学校評議会女性就業促進部会と市の協力に働き、下記となり再開す。	
足	
	東京学区、中央 学区及び東北 学区の実績 並に中等 教育課程の実 績と義務教育 課程の実績
本年度 7月1日算出において当町(市町)立 小学校、中学校及び義務教育学校並にその事務 室や教育行政課又は教育委員会立小学校及び 中学校の児童生徒たちが教養扶助を受けてい る率の実績	扶助金受取 めの小学校 及び中学校

第5号様式(用紙 日本風景模様 A4版型)(第25条開票) (略1文令81、略1文令8  
3、平文令81、平3文令84、平1文令88、平2文令93、平3文令94、平4文令95、一部  
略2文令93、第6号様式上、一部改正。今文令81、今2文令93、一部令92)

大妻科学大臣 晴 部 (道府県) 教育委員会名  
令和 家庭医師薬剤師会員登録制度(医療法)  
の導入とそれに伴う問題について  
学外障害金扶助制度における家庭の発達に鑑み、下記のとおり轉載す。  
  
記

第6号様式(用紙・日本産業規格A-4版型)(第22条開頭)の印刷料金、会員料金、文書料金、一般料金、資料料金、第5号事務実績上、一部改正、会員料金、会員料金、会員料金、一部改正

